

教私第 2791 号  
平成28年12月19日

各私立幼稚園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

教員免許の更新手続きについて（通知）

平成21年4月から実施されている教員免許更新制については、これまで、大阪府をはじめ大阪府私立幼稚園連盟からも、設置者において所属教員の更新手続きの進捗状況を把握いただくようお願いしてきたところです。

しかしながら、経常費補助金の対象となっている専任教員のうち、教員免許の更新手続きが適切に行なわれていないケースが散見されています。教員免許が失効していると経常費補助金にも影響します。

設置者におかれては、所属教員の更新手続きの進捗状況を把握し、更新制度の周知を図るとともに、更新講習の受講環境の確保について配慮をお願いします。

また、新たに教員を採用する際は、免許状の修了確認期限・有効期間の満了日の確認を行い、有効な免許状を所持しているかについても確認をお願いします。

◎教員免許更新制度については、下記通知をご覧ください。

「教員免許更新制における申請期限の到来及びその他の留意事項について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/28kousin-tsuchi.html>

※特に、別添3「学校の設置者等に留意いただきたい事項」は、必ずご一読ください。

◎平成29年3月31日に修了確認期限を迎える受講対象者の更新講習修了確認等の申請期間は平成29年1月31日までとなっています。対象となる方は、早急に免許状更新講習の受講及び更新講習修了確認申請を行ってください。

《問合せ先》

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ

TEL 06-6941-0351（内線 4859）